

長崎県看護学会学術集会発表パワーポイント申請等要領

1. 学術集会における使用機材は、口演発表ではパワーポイントの使用を認める。
示説発表は示説（ポスター）の展示とする。
2. パワーポイントの使用について
 - ①パワーポイントの使用を希望する場合は、研究発表申込書（様式1）のパワーポイントの使無の項目欄に明記し申請する。
 - ②パソコン、プロジェクタは主催者側で準備する。
3. パワーポイントの作成について
 - 1) パワーポイントは次の要領で作成する。
 - ①ソフトは、PowerPoint2003、PowerPoint2007、PowerPoint2010とする。
 - ②記憶媒体は、USBとする。
注：作成したデータは、送付前に作成したパソコン以外で作動させ、作動状況を確認し、提出する。
 - ③枚数（データの量）は、送付する記憶媒体に記憶できる範囲内とする。
注：アニメーション機能はつけない。
4. 機器の操作について
 - ①研究発表者が操作する。
5. 記憶媒体（USB）の提出について
 - ①提出期日は、後日通知する。
 - ②受付期間内に学会委員会あて、簡易書留または宅配便で送付する。
※必着：必ず受付期間内に届くよう送付方法を選択、確認のうえ送付する。
 - ③送付先は、〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号
長崎県看護協会研修センター 学会委員会宛て
 - ④記憶媒体（USB）には、演題名・施設名・発表者名・使用ソフト名を必ず記載または添付する。
 - ⑤メールにて添付する場合には、件名に「平成〇年 長崎県看護学会学術集会発表演題」と標記し、演題名・施設名・発表者名・使用ソフト名を必ず明記し、研究代表者のメールアドレスを明記する。
メール受信後に、確認したことを返信するので必ず記載する。
※上記の記載がない場合には、メールによる受付を行わない。
6. 記憶媒体（USB）の返却について
 - ①記憶媒体（USB）は、学術集会発表当日「座長・発表者受付」にて発表者へ返却する。
なお、当日、受け取りがなかった分については、主催者側で処分する。
7. 記憶媒体（USB）の書き換え変更について
 - ①一旦提出した記憶媒体（USB）の書き換え、修正等の変更はできない。
また、学術集会当日の書き込み及び修正等はできないので、よく確認のうえ提出する。

8. その他

- ①本要領を改訂又は廃止しようとするときは、「長崎県看護協会学会委員会運営要綱」に規定する承認手続きを必要とする。

附則

1. この要領は、2008年4月1日より運用を開始する。
1. この要領は、2011年1月22日より運用を開始する。